

## 計算書類に対する注記

### 1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

### 2. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等一総平均法に基づく原価法によっている。
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一会計年度末における時価をもって評価する。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産及び無形固定資産 … 定額法

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法

平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法

- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、平成27年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

#### (3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金

秋田県民間社会事業福利協会加入者明細表及び全国社会福祉団体職員退職手当積立基金加入職員明細表に基づき事業主負担分を計上している。

- ・賞与引当金

職員に対して支給する賞与に充てるため、令和6年度6月賞与支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

- ・徴収不能引当金

たすけあい資金貸付金のうち、徴収不能のおそれのあるものについては[1]～[4]に分類し計上している。

[1] 徴収不能の可能性が極めて高い債権

① 当該年度の末日時点で貸付日からの経過が3年を超え、当該年度中に全く償還のなかったもの。

② 借受人並びに連帯保証人が死亡または行方不明、その他将来にわたって償還が困難と認められるもの。

※貸付金残金×100%

[2] 徴収不能の可能性が高い債権

当該年度の末日時点で貸付日から経過が3年を超えているが、当該年度中に1度でも償還があったもの。

ただし、前項[1]の②に該当するものは除く。

※貸付金残金×50%

[3] 徴収不能のおそれのある債権

当該年度の末日時点で貸付日からの経過が1年を超えて3年以内のもの。

※貸付金残金×過去3年間の同分類における徴収不能額(償還免除額)の平均発生率

[4] 当該年度の末日時点で貸付日からの経過が1年以内のもの。

※貸付金残金×過去3年間の同分類における徴収不能額(償還免除額)の平均発生率  
介護保険サービス利用料等の債権のうち、徴収不能のおそれのあるものについては[1]～[4]に分類し計上している。

[1]徴収不能の可能性が極めて高い債権

①当該年度の末日時点で当初請求日からの経過が3年を超えて当該年度中に全く支払いのなかったもの。

②本人並びに契約書に記載の連帯保証人(身元保証人、家族・代理人)が死亡または支払い困難であると認められるもの。

支払い困難で認められるものとは、基本的に本会の「利用料等徴収不能欠損処理規程」に規定された支払い困難であると認められるものとする。

※利用料等未納等残金×100%

[2]徴収不能の可能性が高い債権

当該年度の末日時点で当初日からの経過が3年を超えているが、当該年度中に1度でも支払いがあったもの、前号[1]の②に該当するものは除く。

※利用料等未納等残金×50%

[3]徴収不能のおそれのある債権

当該年度の末日時点で当初請求日からの経過が1年を超えて3年以内のもの。

※利用料未納等残金×過去3年間の同分類における徴収不能額の平均発生率

[4]健全な債権

当該年度の末日時点で当初請求日からの経過が1年以内のもの。

※利用料未納等残金×過去3年間の同分類における徴収不能額の平均発生率

(4) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法によっている。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

秋田県民間社会事業福利協会退職給付金

全国社会福祉団体職員退職手当積立基金退職給付金

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)

(2) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

(3) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

1. 法人運営事業

本部運営事業

2. 地域福祉推進事業

地域福祉活動推進事業

ボランティア活動推進事業

生活相談事業

社協活動啓発事業

3. 共同募金配分金事業

福祉のまちづくり事業

福祉教育活動推進事業

- 障がい者・ボランティア活動啓発事業
- 共同募金運動啓発事業
- 4. 市受託事業
  - 市受託事業
- 5. 県社協受託事業
  - 県社協受託事業
- 6. 指定管理事業
  - 指定管理事業
- 7. 特別養護老人ホーム平寿苑管理運営事業
  - 平寿苑特別養護老人ホーム運営事業
  - 平寿苑短期入所生活介護事業
  - 平寿苑居宅介護支援事業
  - 平寿苑通所介護事業
  - 軽費老人ホームいずみの里運営事業
- 8. 特別養護老人ホーム雄水苑管理運営事業
  - 雄水苑特別養護老人ホーム運営事業
  - 雄水苑特別養護老人ホーム・ユニット運営事業
  - 雄水苑短期入所生活介護事業
  - 雄水苑ユニット短期入所生活介護事業
  - (雄水苑) 雄風荘通所介護事業
- 9. 特別養護老人ホーム憩寿園管理運営事業
  - 憩寿園特別養護老人ホーム運営事業
  - 憩寿園短期入所生活介護事業
- 10. 在宅介護サービス等事業
  - 居宅介護支援事業
  - 訪問介護事業
  - 訪問入浴介護事業
  - 通所介護事業
- 11. 基金運営事業
  - 社会福祉基金
- 12. 積立金運営事業
  - 財政調整積立金

## 6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	34,995,878	5,031,844	0	40,027,722
建物	3,232,415,582	8,550,300	74,476,019	3,166,489,863
定期預金	8,000,000	0	0	8,000,000
減価償却累(基)△ 建物減償累計額	△928,944,096	△75,454,830	0	△1,004,398,926
合計	2,346,467,364	△61,872,686	74,476,019	2,210,118,659

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し  
 デイサービスセンター康寿館の建物解体により国庫補助金等特別積立金を取崩 46,965,320円

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

該当なし

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地（基本）	34,995,878	△5,031,844	40,027,722
建物（基本）	3,166,489,863	1,004,398,926	2,162,090,937
建物	11,548,851	9,186,439	2,362,412
建物付属設備	6,001,119	3,263,669	2,737,450
構築物	17,120,040	15,904,126	1,215,914
機械及び装置	672,525	643,687	28,838
車輛運搬具	14,708,720	14,266,217	442,503
器具及び備品	85,981,221	68,216,285	17,764,936
有形リース資産	38,943,600	34,807,600	4,136,000
合 計	3,376,461,817	1,145,655,105	2,230,806,712

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
たすけあい資金貸付金	1,415,200	1,087,100	328,100
介護保険サービス利用者負担金	579,896	394,329	185,567
合 計	1,995,096	1,481,429	513,667

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

## 1 2. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位：円)

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
	該当なし										

取引条件及び取引条件の決定方針等

## 1 3. 重要な偶発債務

該当なし

## 1 4. 重要な後発事象

該当なし

## 1 5. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

## 1 6. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1)以下の固定資産について、特別収益を計上している。

種類：土地

住所：横手市十文字町梨木字御休ノ上75

特別収益の金額 5,031,844円

土地の用途の訂正により令和3年度土地評価額54,944円(雑種地)から令和5年度土地評価額5,086,788円(宅地)に変更されたため、その差額5,031,844円を計上している。

(2)たすけあい基金28,590,000円を取り崩し、たすけあい資金の原資を5,000,000円とし差し引いた23,590,000円を法人運営事業へ運転資金として繰り入れた。

(3)社会福祉基金178,100,000円のうち78,100,000円を取り崩し、運転資金として法人運営事業へ繰り入れた。

(4)介護保険利用料欠損処理

介護保険利用料のうち徴収が特に困難な8件99,210円を欠損処理とし、徴収不能額へ計上した。

利用料等徴収不能欠損処理規程第3条(1)へ該当 6件30,092円

利用料等徴収不能欠損処理規程第3条(3)へ該当 2件69,118円

(5)令和6年3月31日 訪問入浴介護事業を廃止した。

これに伴い、固定資産を特別養護老人ホーム憩寿園へ移管した。 器具及び備品1点：洗濯機  
有形リース資産1点：入浴車両はリース契約を途中解約した。